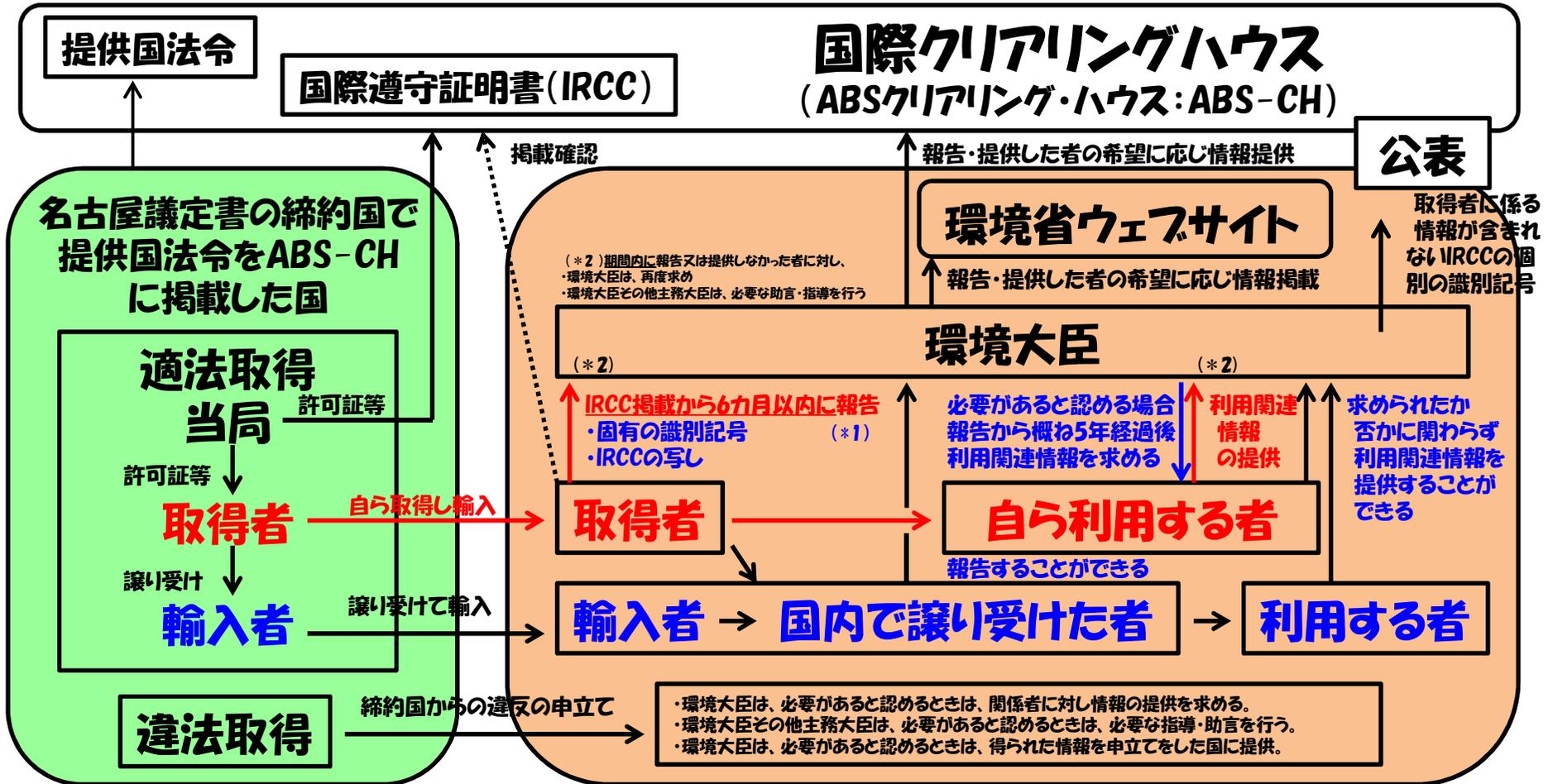


日本の措置(利用国措置)の概要(イメージ)



< 報告の対象とならない国 >

- ・名古屋議定書非締約国
- ・提供国法令をABS-CHに掲載していない国

(* 1) 次のいずれかの場合、この限りでない

(1) ABS-CHにIRCCが掲載される前に、報告した場合

(2) 許可証等の発給日から1年を経過してもIRCCが掲載されない場合

(赤字：義務、青字：任意)

また、人の健康に係る緊急事態の場合の報告期限は、**収束の条件を満たした日から6カ月以内**

・発生及び収束の時点を特定することが困難な場合は、**取得した日から1年以内**

なお、遺伝資源に関連する伝統的知識については、**遺伝資源と合わせて報告。**